

令和2年3月2日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

産業建設委員会

委員長 佐藤 敏 雄

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 3月2日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、行政視察の視察先について、正副委員長及び事務局で調整することとした。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、ガス託送供給約款及びガス最終保障供給約款の変更について及び汚水処理施設の流域下水道への接続計画について、執行部から報告を受けた。

# 産業建設委員会会議録

## 1 審査事件

- (1) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める  
陳情書
- (2) 議案第27号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について
- (3) 議案第28号 魚沼市土地改良事業換地委員会条例の廃止について
- (4) 議案第29号 魚沼市営住宅条例及び魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (5) 議案第30号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第31号 魚沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第32号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について
- (8) 議案第33号 魚沼市景観条例の制定について
- (9) 議案第36号 細野橋撤去工事請負契約の変更について
- (10) 議案第37号 市道路線の変更について

## 2 調査事件

- (11) 所管事務調査について
- ・ 令和2年度行政視察について
- (12) 閉会中の所管事務等の調査について
- (13) その他
- ・ ガス託送供給約款及びガス最終保障供給約款の変更について
  - ・ 汚水処理施設の流域下水道への接続計画について

3 日 時 令和2年3月2日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、浅井宏昭、富永三千敏、佐藤敏雄、大屋角政、岡部計夫、  
(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、小幡産業経済部長、山之内ガス水道局長、星野産業経済部副部長、  
富永農政課長、栢沢農林整備課長、星建設課長、岡部都市整備課長、  
桑原商工観光課長、山内業務課長、猪又施設課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

### **(1) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書**

佐藤委員長 日程第1、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。まず、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

星委員 本陳情内容と同様な陳情書、要望書等が担当課に提出されていますか。

星野産業経済部副部長 最低賃金の関係の要望書であります。令和2年2月5日付で新潟県労働組合総連合議長佐藤一弥から魚沼市長宛ての「最低賃金改善および地域経済にかかわる要請への対応のお願い」という文書を2月5日に事務局の訪問を受け、受理したところであります。

星委員 執行部としては、どのように取扱いを考えていますか。

星野産業経済部副部長 訪問につきましては、内容の説明がありまして、自治体首長名で新潟地方労働局長宛てに要望書を提出するよう要請を受けたということでありまして。これにつきましては、文書については市長に報告したところでありまして、内容につきましては回答を求めるものではないということでありまして、受理したというところでとどまっております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから採決します。陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。お諮りします。本件は採択することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすべきものと決定されました。

### **(2) 議案第27号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第2、議案第27号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 提案理由の説明のときに若干質問があったものと同じようなものになるかもしれませんが、質疑をさせてください。この雪室の広さですけども、縦、横、高さ等が分かっていたら聞かせてください。

小幡産業経済部長 富永農政課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

富永農政課長 面積であります、縦、横につきましては、9.865メートル、掛ける11.055メートルということで、平米数につきましては、109.055平方メートルとなります。高さは2.833メートルとなっておりますので、立方体としましては、308.95立方メートルということになります。

富永委員 パレットに乗せて、そこに格納して使用するような状況が多いということですが、貸出しの面積については、やはりパレットの広さに応じた計算をしたほうがいいのかなと思います。1.1メートルの正方形くらいのパレットが必要だと思いますが、そこに小さなものであったとしても、パレットを利用してそこに格納するのであれば、パレットの面積に応じた利用料を計算したほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

小幡産業経済部長 指定管理者と利用者等の話の中で決めていただければと思います。条例上、月額700円ということで条例提案してますので、それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

浅井委員 使用料のことについて、面積では出てはいますけども、極端な話、1立方メートルのところ、1メートルの高さの荷物と、3メートルの高さの荷物だったら……、やっぱり高さは関係ないんですか。

小幡産業経済部長 あくまでも面積で決めさせていただいて、利用者に応じて高さはまちまちですので、高さの制限はかけないということで取扱いをお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第28号 魚沼市土地改良事業換地委員会条例の廃止について

佐藤委員長 日程第3、議案第28号 魚沼市土地改良事業換地委員会条例の廃止についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市土地改良事業換地委員会条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (4) 議案第29号 魚沼市営住宅条例及び魚沼市有住宅条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第4、議案第29号 魚沼市営住宅条例及び魚沼市有住宅条例の一部改正に

ついてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市営住宅条例及び魚沼市有住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第30号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第5、議案第30号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第30号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第31号 魚沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第6、議案第31号 魚沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(7) 議案第32号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第7、議案第32号 魚沼市ガス供給条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 魚沼市ガス供給条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (8) 議案第33号 魚沼市景観条例の制定について

佐藤委員長 日程第8、議案第33号 魚沼市景観条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大屋委員 本会議の質疑とダブる点もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。この景観条例については、国会でも全会一致で可決されたものなのですが、新潟県内の自治体では、どの程度景観条例が制定されているか聞かせてください。

小幡産業経済部長 岡部都市整備課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

岡部都市整備課長 新潟県内ですと、9市が景観行政団体になっております。そのうち条例を制定したのは7市であります。

大屋委員 そうしますと、全部で9市条例を制定しているということでしょうか。

岡部都市整備課長 県内で、新潟市、長岡市、新発田市、村上市、上越市、柏崎市、佐渡市、この7市が既に条例を制定済みであります。今条例の検討をしているのが、魚沼市と南魚沼市です。この9市が景観行政団体として条例を制定できる団体となっております。

大屋委員 景観条例の中身的には、そう変わるところはないでしょうか。ほかに制定しているところとかは調べた上で、今回の提案となったのでしょうか。

小幡産業経済部長 県内で既に景観条例を制定しているところは参考にさせていただきましたが、その自治体によって独自性等がありますので、参考にさせていただいた程度です。

大屋委員 この条例中で別表がありますが、基準については、恐らく7市、あるいは今回上程されている魚沼市と南魚沼市では基準が違うと思います。ほか自治体の基準値と魚沼市の基準値というのは、どれくらい違うのかというのは分かりますか。

小幡産業経済部長 その自治体の都市の規模にもよりますし、魚沼市の基準値が長岡市や上越市、新潟市に当てはまるかという、なかなか難しいところもあります。都市計画の中の容積率等も大きく違うわけですので、その辺は魚沼市に適用するような要件を設定させていただいたということでございます。

大屋委員 この基準値については、恐らく制定している自治体によって条件が変わっているというのは大体分かりましたが、この基準値を決めるに当たって関係団体等、あるいは市民の声を聞いた中で、こういう形になったのかどうかお聞きしたいと思います。

小幡産業経済部長 制定するに当たって、外部団体等の意見をお聞きしておりますし、建築士会からも具体的な要望が来ておりますので、その要望内容を庁外の策定委員会の中で議論していただいた結果が、提案させていただいた内容になっているということでございます。

大屋委員　この区域は、聞くところによると魚沼市全体が景観条例の区域になると聞きましたが、それでよろしいですか。

小幡産業経済部長　そのとおりでございます。

大屋委員　1年間の猶予はありますが、ある地域の住民とトラブルになった場合、どう対処する予定でしょうか。

小幡産業経済部長　委員が言われるトラブルの内容が理解できませんけども、本会議でも答弁させていただいたとおり、面積200平方メートル以上については、概ね年間20%の申請がこの条例の適用を受ける見込みでありますので、問題にはならないと考えております。

大屋委員　景観アドバイザーは市内の方、あるいは外部の方を予定しておりますか。

小幡産業経済部長　景観計画、景観条例を策定するに当たりまして、具体的に長岡技術大学の先生を有識者としてお願いしておりますので、その辺はお願いしたいと考えておりますし、市内の主だった団体から構成するというように考えております。

大屋委員　そうした景観アドバイザーにつきましては報酬等、そういったものを予定しているのかと思いますが、そこら辺はこれからですか。

小幡産業経済部長　今段階では費用弁償等で検討させていただいておりますけども、構成人員であるとか内容であるとかは、これから整備させていただきたいと思っております。

大屋委員　第28条で、「推進団体の認定を受けた団体は」とありますけど、どういう活動を行っていくのかお聞きしたいと思います。

小幡産業経済部長　岡部都市整備課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

岡部都市整備課長　景観を推進する活動をしているという団体ということです。

大屋委員　それだと幅広くてちょっと分かりにくいんですが、要するにその団体が景観形成を推進するための活動というのは、見回りとか、そういったことになりますか。

岡部都市整備課長　規約を求めています、規約の中に景観の活動をすると書いてあるということでもあります。

小幡産業経済部長　補足させていただきます。第28条につきましては、景観形成推進団体として認定することができるということで、「できる規定」になっておりますので、以下の内容についてクリアしている団体があれば認定することができるということでお願いしたいと思います。

岡部委員　平成28年頃から随分長い時間かけて、ようやく制定にこぎ着けたと思っておりますが、この間、市民の声としてパブリックコメント等が何件くらいあって、それがこの中には反映されているのか確認したいんですが、いかがですか。

小幡産業経済部長　パブリックコメントについてはゼロ件でした。

岡部委員　この条例の第9条の中で、景観形成重点地区というのがあります。「重点的かつ先導的に景観づくりに取り組んでいる区域」ということで、今現在そういうふうな地区というのはどれくらいありますか。それからこれから取り組もうとする推進団体とか、その辺分かりましたらお聞かせください。

小幡産業経済部長　御質問の重点地区につきましては、これからの検討になります。

岡部委員　これから重点的という捉え方ですけども、市に重点的にここをこうしたいという申請があれば、それは重点地区に指定できるというような考え方でいいのでしょうか。

小幡産業経済部長　先ほどから出ておりますアドバイザー会議を立ち上げる中で議論してい

ただいて、重点地区にふさわしいかどうかというような決定をする手順になっております。

佐藤市長 補足で。今の質問はちょっとかみ合っていないと思うんですけども、あくまでもこの重点指定地区の指定というのは、することができるという、「できる規定」なんです。「重点的かつ先導的に景観づくりに取り組んでいる区域」ということで、要はコミ協だとか、そういうところではなくて、「取り組んでいる地域を指定することができる」ですので、その地域をしていくと、申請があればそのことをしていくということですので、コミ協だとか全くそういう話ではありませんので、それも「できる規定」ですので、あくまでもその地域が先導でそういうことをやりたいということで、こういう取組みをしていく区域を指定していくことができるということですので、その辺が今の話がかみ合っていないということだと思います。

岡部委員 続いて、第32条に魚沼市景観審議会を置くことができるということなんですけども、人数とか人選とか、これからだと思いますが……。

〔「10人以内と書いてある」と呼ぶ者あり〕

岡部委員 この各種団体、そういうことを市でやる場合には、いろんな団体とかの長ということで、出てくる人が同じような形になっているわけです。いろんな会の団体の意見を、ということで、そのために臨時会とか開いて意見を集約して参加すればいいんですけど、そういう団体と、そうじゃなく長が代表して出てみたいなこと、同じ人がやるような形なので、そういうときには団体にあっても別の人を選任していただいて参加していただくみたいことは考えていらっしゃいますか。

佐藤市長 審議会の委員については、いろんなところで議論いただけてますけども、あくまでも、例えば団体に要請したときに、この人をという話にならないと思いますので、団体の主体性を欠くような要請はできないということが原則にありますので、それはその中から重ならないようにという話もできませんし、その要請される組織において検討いただくということだと思います。そのことをこちらからこの人は駄目だという話にはなりませんので、それは委員のおっしゃるような懸念も出てくるかも分かりませんが、それは主体性を持たせた形をお願いをしていくというのが原則だと思いますので、御理解いただきたいと思います。

大屋委員 確認ですが、現在文化財指定になっている目黒邸、その他いろいろあります。そういうところについては文化財保護条例等との整合性によって、この景観条例の基準とバッティングするようなどころがあっても、そこは除外したほうがいいと思いますが、そこら辺の考え方はいかがですか。

小幡産業経済部長 目黒邸等というような具体的なお話ですけども、文化財に指定されている、それは文化財の関係で指定されるものであって、景観条例において目黒邸を含む周辺の景観を、先ほど言われた特定重点地域にしたらどうだというお話があれば、それを除外するということは考えておりません。

大屋委員 最後は、考えておりませんか、ですか。

小幡産業経済部長 はい、おりません。目黒邸を含む景観を保全していくというところは、景観条例においても認定できるものでありますので、そういう考え方でよろしいかと思えます。

大屋委員 私が言ったのは目黒邸とかお寺でも、そういう文化財に指定された、県とか国と



か、そういったところについては除外しない、要するに対象から外さないということは、これで言うと、やっぱり申請をしていって、仮にこういうところを直してくれとか、そういう話になるでしょう。

小幡産業経済部長　文化財に指定されたそのものは、文化財で指定されたものであって、条例によって、個々の物件についてどうこうという話ではなくて、それを含んだ周辺の景観を整備するというような大きな考え方で理解していただければと思います。

大屋委員　最後にしますが、具体的に目黒邸というものを出しましたけども、要は手を付けるとか付けないとかじゃなくて、そこを含めた周りの景観を考えていくという理解でよろしいですか。

小幡産業経済部長　目黒邸の一例であれば、既にその目黒邸自体が文化財に指定されてあって、色合いであるとか、たたずまいであるとかというような大事なところですので、周辺の景観も目黒邸自体を阻害するような色合いの建物を排除したり、物件を排除したりするというような考え方であって、目黒邸を生かせるようなまちづくりを進めていくということが基本的な考え方であるので、目黒邸云々という話にはならないかと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

佐藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号　魚沼市景観条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(9) 議案第36号　細野橋撤去工事請負契約の変更について**

佐藤委員長　日程第9、議案第36号　細野橋撤去工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第36号　細野橋撤去工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(10) 議案第37号　市道路線の変更について**

佐藤委員長　日程第10、議案第37号　市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

日程第11、日程第12については、委員会内部の協議となりますので、一部日程を変更して、日程第13、その他を先にし、その後に日程第11及び日程第12を協議することに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

### (13) その他

#### ・ガス託送供給約款及びガス最終保障供給約款の変更について

佐藤委員長 日程第13、その他を議題とします。まずガス託送供給約款及びガス最終保障供給約款の変更についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

山之内ガス水道局長 (資料「ガス託送供給約款及びガス最終保障供給約款の変更について」により説明)

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

#### ・汚水処理施設の流域下水道への接続計画について

佐藤委員長 次に、汚水処理施設の流域下水道への接続計画についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

山之内ガス水道局長 (資料「汚水処理施設の流域下水道への接続計画について」により説明)

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから、執行部対して御意見、協議等はありませんか。(なし) これで執行部からは退席いただきます。大変お疲れ様でした。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:48)

(執行部退席)

再 開 (10:49)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

## (11) 所管事務調査について

### ・ 行政視察について

佐藤委員長 日程第11、所管事務調査についてを議題とします。令和2年度行政視察について協議いたします。本件は、2月10日開催の全員協議会で議長からも、令和2年度の行政視察については、2泊3日の予算要求が認められたことから、早めの視察先を調整願いたい、全員での行政視察になるので、常任委員長で早めの調整をとの要請がありました。これらを受け、当委員会の行政視察先を検討させていただきたいと思います。当委員会としての候補地を選定させていただき、総務文教及び市民福祉各委員長と調整をしたいと思えます。候補地等について、前回の委員会でも皆さんの御意見を伺っております。候補予定地については資料が配付されていますので説明を求めます。

今井主任 (資料「令和2年度魚沼市議会行政視察 産業建設委員会候補地一覧」により説明)

佐藤委員長 ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:52)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:57)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま御意見をいただきました。委員長としてまとめさせていただきます。行政視察の候補地については、正副委員長と事務局に一任とさせていただきますが、異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。行政視察の件は以上といたします。

## (12) 閉会中の所管事務調査について

佐藤委員長 日程第12、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思えます。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。ほかに委員の皆様から何かありませんか。(なし)本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会します。

閉 会 (10:58)